

指定居宅介護支援事業所 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人晴生会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援（居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の指定居宅サービス事業者紹介）を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業所、老人介護支援センター及び介護保健施設、指定特定相談事業者等との綿密な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることないよう、公正中立な業務につとめるものとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 グラーネ介護サービスセンター
- （2）所在地 札幌市南区北ノ沢1804番地52（介護老人保健施設グラーネ北の沢内）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

主任介護支援専門員である管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- （2）介護支援専門員 4名

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅介護サービス事業者や医療機関等との連絡調整など、介護支援サービスにあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日、12月31日から1月3日を除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から、午後5時30分までとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- （1）相談体制 事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- （2）課題分析の種類 利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「**インターライ方式**」等とする。
- （3）介護サービス計画の作成
居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を行う。
- （4）サービス担当者会議 介護サービス原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
- （5）居宅訪問 居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や、現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- （6）その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的におこなうために必要と認められるサービスの提供を行う。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域には、札幌市中央区、南区、豊平区の区域とする。

（事故発生時の対応）

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し必要な措置を講じるとともに、市町村、利用者の家族等に連絡を行なう。

（苦情、ハラスメント処理）

第 9 条 事業所は指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2、 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2） 虐待防止のための指針の整備

（3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4） その他虐待防止のために必要な措置

2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 11 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行いうものとする。

（衛生管理）

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（その他運営についての留意事項）

第 13 条

（1） 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（2） 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（3） 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（4） 医療との連携

ご利用者が入院された場合は、当事業所名と担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に伝えていただく。

（5） 事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の措置を講じるものとする。

（5） この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。